

新しい専門職任用制度の提案

地方消費者行政充実のためのシンポジウム in 東京（2010年4月17日）
なし←任期→あり

常勤 ↑ 勤務時間 ↓ 非常勤	現行 一般職正規職員	<新提案> 専門職常勤職員	※任期付きフルタイム職員	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤 ・任期の定めなし ・諸手当あり、昇給あり ・配置転換あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤（フルタイム） ・任期の定めなし ・諸手当あり、昇給あり ・配置転換なし ・専門的資質の検証あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤 ・任期の定め 3～5年 ・諸手当あり、昇給なし ・配置転換なし 	
		<新提案> 専門職非常勤職員	※任期付き短時間勤務職員	現行 非常勤職員
		<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤（短時間勤務） ・任期の定めなし ・諸手当あり、昇給あり ・配置転換なし ・専門的資質の確保制度あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤（週4日以内） ・任期の定め（3～5年） ・諸手当あり、昇給なし ・配置転換なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤（週4日以内） ・任期の定めあり（1年） ・諸手当なし、昇給なし ・配置転換なし

現行：消費生活相談員の多くは、特別職非常勤職員として雇用。

- ・任期1年で事実上更新を繰り返す。近年雇止めを明確化するよう総務省から指示。

※総務省「地方公務員の短時間勤務のあり方研究会報告書」（平成21年2月）の提言

- ・一般職任期付職員採用法（2004（平成16）年）により、「任期付き短時間勤務職員」を導入。
- ・一定期間内に終了することが見込まれる業務、一定期間内に限り業務が増大する業務等が対象。
⇒専門的職種や業務の期間設定がない職種については適用困難。
- ・非常勤職員（1年）より任用期間を延長。任期満了時の更新なし。公募選考による再任用の余地あり。
⇒非常勤職員の雇止めと実質的に同じ。
- ・諸手当ありで処遇改善可能。

<新提案> 専門職任用制度の提案（東京シンポ4. 17）

- ・特定分野に関する一定の専門的知見を有する者を専門職として採用し、その部署に継続的に配置する。
- ・任期の定めがない代わりに、専門的な教育・研修と結びつけた専門的資質の確保制度を設ける。